

金融資産の把握

かつては架空の名義で銀行口座を作る時代もありました。しかし今では厳格な本人確認が必要ですし、誰の名前でどのような預金がいくらあるのか、全てが白日の下に晒されてしまうことになりそうです。証券会社の方では、取り組みは既に始まっていて、新規の取引開始に当たってはマイナンバーの提示が求められています。平成 30 年末までには銀行を含む全ての金融機関がマイナンバーを収集しなければならなくなります。

税務調査の方法も変わってくるはずですが。現在は預金の動きは税務署も照会文書を出すか、実際に金融機関に向かなければ確認できません。しかし、金融機関のマイナンバー収集が完成すれば、税務署は居ながらにして、全預金の動きを把握する事ができるようになるのです。

財産債務調書の提出

以前は「財産及び債務の明細書」(以下、「財明」と言われていたのですが、各種所得の合計額が 2,000 万円超の方が対象となっていました。この財明が、現在は「財産債務調書」と名を変えて、厳格なものへ格上げされています。所得基準は 2,000 万円超と財明と同じですが、もう一つ、その年の年末において、3 億円以上の財産があるか、一定の株式や投資信託等を 1 億円以上保有している方、と言う条件があります。従って、通常の年は 500~600 万円の所得の方が、たまたまマンションを売却して 2,000 万円超の所得になった場合は該当しなくなりました。本当の資産家だけが対象なのです。まるで、プレ相続税申告のようです。

財産の評価はそれほど厳密さを求められませんが、この書類の未提出者に対しては、従来の財明のようにウヤムヤにはしません。提出者に対しては、その調書に記載がある財産に関して所得税・相続税の申告漏れがあっても、過少申告加算税が 5%軽減されます。しかし、未提出や記載漏れの財産等がある場合、その財産等に関する所得税の申告漏れがあれば、逆に過少申告加算税が 5%加重されます。

国外財産調書の提出

昨今税務当局が、最も注目しているのが国外財産です。相続においても海外の資産はバレないだろうと考える方が多いようですが、租税条約が締結されている国同士の情報交換は近年非常に盛んです。日本でも、その年の 12 月末現在で 5,000 万円を超える国外財産がある方は、国外財産の種類、数量、及び価額を記載した「国外財産調書」を提出しなければなりません。

相続税を逃れるために、被相続人になる人自身や相続人が海外に出国するケースも見受けられます。実質的に日本に居住していなければ、相続税の対象にならない事を利用したものです。逆にこの調書は、日本に居るならとにかく海外のモノまで何らかの課税をしようとする動きです。国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて 1 年以上居所を有する方が対象です。一般の日本人は大半が該当するため、国外に 5,000 万円超の財産があれば提出義務が生じると考えていいでしょう。

問題はこれを提出しない場合、罰則規定が設けられていることです。①偽りの記載をした場合 ②正当な理由なく提出期限内に提出しなかった場合、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金となっています。かなり厳しい規定で、海外の財産に税務当局が真剣に把握しようとしています。

これからは銀行も証券会社も取引は総て税務署に筒抜けです。国内で財産を築けば財産債務調書、海外に作れば国外財産調書。残るは、火事による消失と盗難を覚悟の上でのタンス預金しかないのでしょうか。